照会先：健康局総務課
健康政策推進官：北波（内2956）
課長補佐：佐々木（内2314）
係　　長：和田（内2316）
ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ：03-3595-2207

原爆症認定に関する長崎地裁判決について

平成２０年６月２７日
厚生労働省健康局

１．原爆症の認定について、本年６月２３日に長崎地裁の判決があったことから、関係省庁とも協議しつつ、検討を行ってきた。判決は、原告２７件中７件について国の主張を認めて原告の請求を棄却し、２０件について原告の主張を認めて却下処分を取り消した。
　なお、国敗訴となった原告２０件中、１０件については、本年４月以降、「新しい審査の方針」による審査により、既に認定されている。

２．今回の判決の内容を精査した結果、原告２０件中既に認定されている１０件については、控訴する必要がないと判断した。しかし、その余の１０件については、
・一部の疾病について他の地裁と判断が分かれたこと
・最新の科学的知見に反するものがあること
・放射線と関連するとの知見がない疾病等について、放射線起因性を認めていること
などの問題があることから、高裁の判断を仰ぐことが適当であると判断した。

３．なお、原爆症の認定基準に関しては、本年３月に「新しい審査の方針」を策定し、４月よりこれに基づく認定作業が進んでいるところである。現在までで、原告１５４件を含む４２８件が認定となっており、昨年までの３倍以上の認定件数となっている。また、本年6月16日には、5月28日の仙台高裁判決及び5月30日の大阪高裁判決について、疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会に報告を行い、個別の案件の総合的な審査を開始したところである。
　こうした新しい仕組みにより、引き続き審査を進め、認定できる者について認定を進めていくこととしたい。